

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 再生利用に係る製品

再生利用に係る製品として、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤並びにエタノールを追加すること。
(第二条関係)

第二 食品関連事業者に係る発生量の要件

食品廃棄物等多量発生事業者に係る食品廃棄物等の発生量の要件について、定期報告を行う年度の前年度において生じた食品廃棄物等の発生量が百トン以上であることとすること。
(第四条関係)

第三 権限の委任

一 定期報告の受理に関する主務大臣の権限の地方支分部局の長への委任について定めること。

(第七条関係)

二 厚生労働大臣の権限について、地方支分部局の長たる地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長）に委任するものとする事。
(第七条第四項関係)

第四 附則

この政令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行するものとする。

政令第 号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十五条第一号、第九条第一項及び第二十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 エタノール

第二条に第一号として次の一号を加える。

一 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤

第四条中「年間の」を「当該年度の前年度において生じた」に改める。

第五条及び第六条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第七条第一項第二号中「第二十三条第一項及び第二項」を「第二十四条第一項から第三項まで」に、「認定事業者又は登録再生利用事業者」を「登録再生利用事業者又は認定事業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「次項第一号及び第四項第一号」を「次項第二号及び第五項第二号」に、「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長 第七条第二項第二号中「第二十三条第一項及び第二項」を「第二十四条第一項から第三項まで」に、「認定事業者又は登録再生利用事業者」を「登録再生利用事業者又は認定事業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務

所長

第七条第三項中「法第二十三条第一項の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長又は
税務署長

二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による権限 食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、
事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長又は税務署長

第七条第五項中「法第二十三条第一項の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による権限 食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、
事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長

第七条第五項を同条第六項とする。

第七条第四項第二号中「第二十三条第一項及び第二項」を「第二十四条第一項から第三項まで」に、「認定事業者又は登録再生利用事業者」を「登録再生利用事業者又は認定事業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長
- 二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による権限 食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長

附 則

この政令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。

理由

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、食品関連事業者からの定期の報告の受理等に関する主務大臣の権限の地方支分部局の長への委任について定めるほか、その原料として利用することが食品循環資源の再生利用として認められる製品を追加する等の必要があるからである。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（再生利用に係る製品）</p> <p>第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤 二 油脂及び油脂製品 三 エタノール 四 メタン <p>（食品関連事業者に係る発生量の要件）</p> <p>第四条 法第九条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において生じた食品廃棄物等の発生量が百トン以上であることとする。</p> <p>（再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人）</p> <p>第五条 法第十九条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> | <p>（再生利用に係る製品）</p> <p>第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 油脂及び油脂製品 二 メタン <p>（食品関連事業者に係る発生量の要件）</p> <p>第四条 法第九条第一項の政令で定める要件は、年間の食品廃棄物等の発生量が百トン以上であることとする。</p> <p>（再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人）</p> <p>第五条 法第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> |

(再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人)

第六条 法第十九条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

(権限の委任)

第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

二 法第十一条第一項、第二項(法第十二条第二項において準用する場合を含む)。次項第二号及び第五項第二号において同じ。)、

第五項(法第十二条第二項において準用する場合を含む)。次項第

二号及び第五項第二号において同じ。)、及び第六項(法第十二条

第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。次項第

二号及び第五項第二号において同じ。)、第十五条第一項及び第

二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行

う事業場の所在地を管轄する地方農政局長

三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長

2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限

(再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人)

第六条 法第十八条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

(権限の委任)

第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十条第一項、第二項(法第十一条第二項において準用する

場合を含む)。次項第一号及び第四項第一号において同じ。)、第

五項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項第一

号及び第四項第一号において同じ。)、及び第六項(法第十一条第

二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。次項第一

号及び第四項第一号において同じ。)、第十四条第一項及び第二

項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う

事業場の所在地を管轄する地方農政局長

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長

2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限

を行うことを妨げない。

- 一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長
 - 二 法第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長
 - 三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長
- 3 次の各号に掲げる財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、当該各号に定める国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この項において同じ。）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長
 - 二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による権限 食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長又は税務署長
- 4 次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

を行うことを妨げない。

- 一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長
 - 二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長
- 3 法第二十三条第一項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による権限 食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長

5 次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

二 法第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する経済産業局長

三 法第二十四条第一項から第三項までの規定による権限 食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長

6 次の各号に掲げる国土交通大臣の権限は、当該各号に定める地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九条第一項の規定による権限 食品関連事業者の主たる事

4 次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長

5 法第二十三条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

務所の所在地を管轄する地方運輸局長

二 法第二十四条第一項及び第三項の規定による権限 食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文目次

| | | |
|---|--|---|
| 一 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第七十六号） | 1 |
| 二 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号） | 3 |

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

◎ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）（抄）

（再生利用に係る製品）

第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 油脂及び油脂製品
- 二 メタン

（食品関連事業者に係る発生量の要件）

第四条 第九条第一項の政令で定める要件は、年間の食品廃棄物等の発生量が百トン以上であることとする。

（再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人）

第五条 法第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
 - 二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - 三 商工会議所及び日本商工会議所
 - 四 商工会及び商工会連合会
 - 五 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - 六 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
 - 七 消費生活協同組合連合会
 - 八 農業協同組合連合会
 - 九 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
 - 十 森林組合連合会
 - 十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人
（再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人）
- 第六条 法第十八条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。
- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

- 二 地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会及びたばこ耕作組合中央会
- 三 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- 七 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 八 民法第三十四条の規定により設立された社団法人
(権限の委任)

第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項第一号及び第四項第一号において同じ。）及び第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項第一号及び第四項第一号において同じ。）及び第六項（法第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。次項第一号及び第四項第一号において同じ。）及び第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方農政局長
 - 二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長
- 2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長
 - 二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長
- 3 法第二十三条第一項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長

5 法第二十三条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

◎ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。

二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

6・7 （略）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（

以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 (略)

(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要があるときは、食品関連事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることができる。

(定期の報告)

第九条 食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの(次条において「食品廃棄物等多量発生事業者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第十条 主務大臣は、食品廃棄物等多量発生事業者の食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品廃棄物等多量発生事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品廃棄物等多量発生事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

(登録)

第十一条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容

三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過し

ない者

二 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 第一項の登録を受けた者（以下「登録再生利用事業者」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき（第十七条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の更新）

第十二条 前条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

（料金）

第十五条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することができる。

3 （略）

（登録の取消し）

第十七条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十一条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

二 第十一条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

三 第十五条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 第十一条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第五章 再生利用事業計画

（再生利用事業計画の認定）

第十九条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再生利用事業の内容及び実施期間
- 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の農林漁業者等による利用に関する事項
- 四 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項
- 五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
- 六 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
- 七 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
- 八 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者及び当該収集又は運搬の用に供する施設
- 九 その他主務省令で定める事項

3 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第二項第五号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(計画の変更等)

第二十条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る再生利用事業計画を変更しようとするときは、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定事業者が、前条第一項の認定に係る再生利用事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以

下「認定計画」という。)に従って再生利用事業を実施していないとき。

- 二 認定事業者が、認定計画に従って再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用していないとき。
- 三 認定事業者が、認定計画に従って特定農畜水産物等を利用していないとき。
- 四 前条第二項第八号に規定する者が、同条第三項第五号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 五 前条第二項第八号に規定する施設が、同条第三項第六号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

3 (略)

第六章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(主務大臣等)

第二十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による基本方針の改定及び同条第四項の規定による公表に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
- 二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十九条第一項に規定する認定、同条第四項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第二十条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立

入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 第十一条第一項に規定する登録、同条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十条第五項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十一条第六項（第十二条第二項及び第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十五条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十七条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣

2
(略)

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。